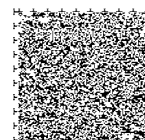


■ 第4章 施策・事業の展開

- ◆ 基本目標1 障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成
- ◆ 基本目標2 安心して暮らすための支援体制の推進
- ◆ 基本目標3 児童の発達支援や療育体制の推進
- ◆ 基本目標4 自分に合った働き方のできる環境づくりの推進
- ◆ 基本目標5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進
- ◆ 基本目標6 共に安心して暮らせるまちづくりの推進



◆基本目標 1 障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成

●施策 1-1 障害を理由とする差別の解消の推進



《施策の目的等》

- 障害を理由とした差別を解消し、障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重しあいながら共生社会を実現することを目的とする施策です。
- 障害のある人への「社会的障壁」を取り除くのは、社会の責務であるという「障害の社会モデル」の考え方をすべての人が理解し、障害のある人への差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供を推進します。
- 学校・団体・グループ等への出前講座など、すべての市民が障害のある人に対する理解を深められる取組を推進します。

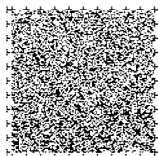
【現状と課題】

平成 25 年に「障害者差別解消法[※]」が制定され、平成 28 年 4 月に施行されました。障害者差別解消法では、国・地方公共団体等において、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されました。また、障害者等に対する合理的配慮[※]の不提供を差別と規定するとともに、対象となる障害者等は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含みます。）、その他心身の障害のある人で、障害や社会的障壁によって日常生活や社会生活が困難となる人とされており、障害者手帳の所持者に限られるものではありません。

当事者アンケートでは、約 4 割の方が差別や偏見があると感じており、未だすべての人に障害についての理解が正しく十分に浸透しているとは言いがたい状況です。特に障害がわかりにくい精神障害や難病の方は、差別や偏見があるとの回答は約 5 割となっており、発達障害の方では 6 割以上になっています。障害や難病についての理解啓発は重要な課題となっています。

※ **障害者差別解消法**: 障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成 28 年 4 月に施行された。正式名称: 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

※ **合理的配慮**: 障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。



障害者差別解消法及び石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例の趣旨を踏まえ、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を推進するため、障害及び障害のある人についての理解啓発活動を更に進めていく必要があります。

障害の社会モデルとは

障害の「社会モデル」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活での困りごとや生活のしづらさは、心身の機能障害にのみよるものではなく、社会における様々なバリア（障壁）によって生じるものであり、そのバリア（障壁）を取り除くのは、社会の責務であるとし、社会全体の問題としてとらえる考え方です。

それに対し、社会的不利は、個人の心身の機能障害によるものとし、個人的な問題としてとらえる考え方を「医学モデル（又は個人モデル）」といいます。

【取組内容】

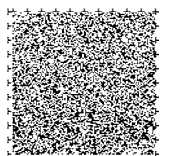
1-1-1 広報・啓発活動の推進

障害を理由とする差別解消に関して、行政機関はもちろん企業や市民に広く周知、啓発活動を行います。

障害への理解を深める研修・イベント等の開催や市報、ホームページ等あらゆる機会をとらえながら啓発活動に取り組み、市民に対し、障害や障害者についての正しい知識の普及と障害のある人に対する理解促進を図ります。

主な取組	内容	担当課
障害者理解の促進	障害に関する関心・理解を深める講演会や研修会、ふれあいイベント等を開催します。	障害福祉課
	合理的配慮を推進するため、考え方や事例紹介等による理解啓発活動を行います。	
	市報や市ホームページをはじめ、マスメディアを活用した障害への理解啓発を推進します。	
	障害者団体等の啓発活動を支援します。	
	障害者週間※（12/3～9）に障害者団体の活動紹介やイベント等を開催します。	
	特に周囲の理解が必要な発達障害についての理解促進に努めます。	

※ **障害者週間**：障害者基本法に定める、12月3日から9日までの一週間の名称。国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とする。



主な取組	内容	担当課
障害者理解の促進	身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の普及啓発に努めます。	障害福祉課
	難病や内部障害等の外見からはわかりにくい障害のある人への配慮を促す「ヘルプマーク」等の「障害者に関するマーク」の普及啓発に取り組みます。	
	市職員を対象に研修等を行い、合理的配慮を推進し、市職員対応要領※により、障害を理由とする差別解消に関し適切な対応に努めます。	障害福祉課 人事課

取組	実施主体
地域の障害者等の理解を深めるための研修・啓発活動（理解促進部会）	石巻市女川町 自立支援協議会
広報紙「社協だより」の発行	社会福祉協議会



団体による障害者週間啓発活動
「きらり photo スケッチ展示」 →

【取組内容】

1-1-2 福祉教育の推進

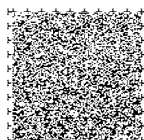
学校での福祉教育や生涯学習等の機会を利用し、キャップハンディ体験※、わかりやすい手話講座等、子どもから大人まで、すべての市民が、障害のある人に対する理解を深められる取組を推進します。

主な取組	内容	担当課
出前講座	「ワンポイント手話講座」、「地域共生社会」について、学校・団体・グループ等への出前講座を行います。	障害福祉課
福祉教育の充実	学習の時間に、車椅子体験やアイマスク体験等の福祉体験を通して、子どもたちに思いやりと支えあいの気持ちを醸成します。	学校教育課

取組	実施主体
キャップハンディ体験学習会	社会福祉協議会
福祉教育助成金の交付（小・中学校対象）	

※ 市職員対応要領（障害を理由とする差別の解消の推進に関する石巻市職員対応要領）：石巻市職員が事務・事業を行うにあたり、障害を理由とする差別の解消に関し適切に対応するための事項を定めたもの。

※ キャップハンディ体験：ハンディキャップを持った人の状況を疑似体験することで、ハンディキャップのある人の置かれている状況や環境、障害に対する理解を深めてもらう活動。



●施策1-2 地域交流、ボランティア活動の推進



《施策の目的等》

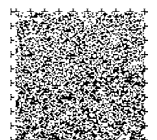
- 障害への理解を深め、支えあう市民意識を醸成するため、相互交流の機会をつくることを目的とする施策です。
- 地域で支えあう意識を醸成するため、ボランティア活動を推進します。

【現状と課題】

障害による差別を解消していくためには、障害への理解が不可欠です。障害への理解を深めるためには、地域の人々と交流していくことが重要であり、障害のある人も、地域社会を構成する一人であることを認識し、積極的に地域内活動等に参加し、地域住民の方に広く受け入れてもらえるよう努めることが大切です。

ボランティア活動については、ボランティア団体の高齢化、生活支援ボランティア育成及び活動普及、ボランティア団体の連携が課題となっており、専門機関との連携によるボランティア育成、ボランティアの登録・コーディネート業務の強化、体制整備が重要になります。

身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障害者団体や事業所等との連携・協力により、ボランティア活動等を含めた多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障害のある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。



【取組内容】

1-2-1 地域交流活動の推進

障害者団体や地域活動団体、事業所等が主体的に行う交流活動を支援し、障害の有無にかかわらず市民が交流し、ふれあう場を確保します。

主な取組	内容	担当課
地域づくり基金事業助成金の支給	地域振興やコミュニティの活性化を図る事業を自主的に行う団体に対し助成します。	地域協働課
地域交流活動への障害者の参加促進	地域交流活動を実施する障害者団体等に対し、補助金を支給します。	障害福祉課
	福祉イベントや障害者支援団体等が主催する交流会の開催を支援します。	

【取組内容】

1-2-2 ボランティア活動の活性化

ボランティア団体の活動支援やボランティアの育成等により活動の活性化を図るとともに、障害者施設や地域におけるボランティア活動の機会の拡充を図ります。

主な取組	内容	担当課
手話奉仕員養成講座等の開催	聴覚障害者等が地域での交流を円滑にするための支援者となる手話奉仕員を養成します。	障害福祉課
	手話奉仕員の手話技術向上のため、フォローアップ研修を行います。	
ボランティア活動支援	障害者に対するボランティア養成等を実施する団体に対し、補助金を支給します。	

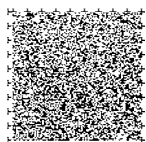
取組	実施主体
ボランティア育成講座	社会福祉協議会
ボランティアセンター運営	
ボランティア活動への参加	地域住民



団体によるボランティア養成講座
「目の不自由な方との歩行体験」



手話奉仕員養成講座



●施策1-3 人権・権利擁護の推進



《施策の目的等》

- 市民一人ひとりが個人の尊厳を重んじ、すべての人の人権が尊重される地域社会づくりを進めるための施策です。
- 障害によって、権利利益の侵害や不利益を被ることのないよう必要な取組を推進します。

【現状と課題】

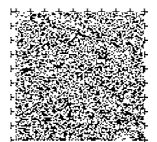
本計画が目指す石巻市の姿は、障害者基本法が示す「地域社会における共生」であり、障害の有無にかかわらず、誰もが基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、すべての市民が相互に人格と個性を尊重しあい、障害の有無によって分け隔てられることなく、地域社会において、共に安心して暮らせる福祉のまちです。

市では、障害者の権利と財産を守るための取組として、成年後見制度の利用を支援するとともに、虐待に対応するための窓口である虐待防止センターを設置し、様々な事案に対応しています。

当事者アンケートでは、成年後見制度の認知度は約2割であり、認知度は低いと考えられます。「全く知らない」方が2割以上存在するため、まずは成年後見制度についての情報提供活動が重要になってきます。更に、制度の周知や後見人等支援、関係機関との情報共有等のため、ネットワークを整備する必要があります。

障害者の虐待については、市においての相談件数は、平成29年度、平成30年度は各7件、令和元年度は15件あり、その中で、虐待が確認された件数は、平成29年度2件、平成30年度4件、令和元年度が12件と増加しています。

障害者虐待防止対策については、引き続き虐待の早期発見に努めるとともに、障害者虐待防止の啓発による理解促進を図っていきます。また、養護者等による障害者虐待を未然に防ぐための取組を行います。



【取組内容】

1-3-1 権利擁護・成年後見制度利用の促進

判断能力が不十分な知的障害者や精神障害者等に対して、本人の意思をできる限り尊重しながら、権利と財産を保護支援するために、成年後見制度の利用促進に努めます。また、人権相談の実施等により、障害のある人の権利擁護に努めます。

主な取組	内容	担当課
成年後見制度利用支援	判断能力が不十分な知的障害者等で、親族による成年後見の申立てが困難な場合に、市長が申立てを行います。	障害福祉課
	低所得者に対し、申立て経費や後見人等への報酬の助成を行います。	
成年後見制度の普及啓発	市民や相談支援事業所等へ向け、研修会の開催等により制度の周知を図ります。	
人権相談の実施	人権擁護委員による人権相談会を実施します。	総務課
選挙権行使の支援	代理投票や点字投票及び郵便による投票により、障害者への投票支援を行います。	選挙管理委員会
取組		実施主体
日常生活自立支援事業（まもり一ふ）※		社会福祉協議会

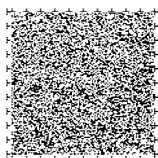
【取組内容】

1-3-2 障害者虐待防止対策の推進

家族等の心身の負担軽減等により、虐待の防止に努めるとともに、関係機関との連携や地域への理解促進を図りながら、早期発見と適切な対応が取れる体制の充実を図ります。

主な取組	内容	担当課
障害者虐待防止の理解啓発	障害者虐待に関する理解促進を図るための広報活動や研修会等を実施します。	虐待防止センター
障害者家庭訪問等個別支援事業	虐待のあった家庭やそのおそれのある障害者の家庭を相談支援専門員が訪問し、指導・助言を行うほか、必要な福祉サービスを提供して、虐待の防止を図ります。	
障害者緊急一時保護事業	緊急一時保護を必要とする虐待が発生した場合に、安全確保を行うとともに、障害者支援施設への保護を実施します。	
障害者権利擁護支援弁護士相談事業	障害者虐待に対する問題解決のため、弁護士から助言を受けて適切な支援を行います。	
取組		実施主体
施設内での虐待防止対策の推進		サービス事業所
虐待発見時の通報		地域住民

※ 日常生活自立支援事業（まもり一ふ）：認知症高齢者・知的障害や精神障害のある人など、判断能力が低下している人が自立した地域生活を送れるように、福祉サービスの利用援助を行うことにより、その人の権利を擁護することを目的とした事業。



❖基本目標2 安心して暮らすための支援体制の推進

●施策2-1 相談支援体制の確保



《施策の目的等》

- 障害のある人が、地域で暮らしていくために必要な支援やサービスを適切に受けられるようにするための体制づくりを目的とした施策です。
- 多様な相談内容に応じることができるよう、窓口等の相談体制を充実し、総合的な相談支援体制の強化を図ります。

【現状と課題】

障害がある人の悩み事や困りごとの相談、必要な福祉サービスが受けられるようにするための相談支援は、市窓口のほか、石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみ及び4か所の委託の相談支援事業所が担っています。

市窓口には、相談支援員及び手話通訳者を^{*}配置し、相談体制の強化を図っています。

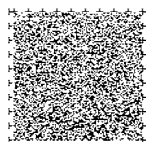
相談員の資質向上に向けては、各種研修会への参加や石巻市女川町自立支援協議会の相談支援部会を開催しています。

当事者アンケートでは、約3割の人が相談しやすい体制が整っていないと回答し、その理由として、約6割の人が「どこに相談していいかわからない」と回答しており、相談窓口の周知を図る必要があります。

相談支援においては、複数の問題を抱えた相談や対応が困難な内容が多くなっており、そうした多様な相談に対応するために相談員の質の向上が求められています。

また、国においては子ども、障害、高齢、生活困窮等の相談を属性や世代を問わない相談体制づくりを目指しており、様々な相談に対応できるよう関係機関との連携強化が必要になっています。包括的相談支援を行う上で、関係機関とのネットワークづくりを進めていますが、更に充実を図っていくことが必要です。

^{*} **手話通訳者**: 音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳する人のこと。「手話通訳士」(厚生労働大臣認定資格)、「手話通訳者」(都道府県等認定、全国統一試験合格者)、「手話奉仕員」(市町村が実施する手話養成講座修了者)がある。



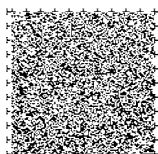
【取組内容】

2-1-1 相談機能の充実

障害のある人やその家族からの日常生活の困りごとや福祉サービスに関することなどの多様な相談内容に対し、身近なところで気軽に相談できるよう、各種窓口を設置し、多様な機会を活用した相談受付を行います。

また、障害者手帳を持っていない方や現に福祉サービスを利用していない方も必要な支援へつながるよう、相談窓口の周知や福祉制度の情報提供の充実を図ります。

主な取組	内容	担当課
障害者相談支援の充実	委託相談支援事業所及び基幹相談支援センターにおいて、障害に関する各種相談に対する支援を行います。 障害を理由とする差別に関する相談に対し、適切に対応します。 精神障害者コミュニティサロンにおいて、創作活動等とともに、生活相談等を行います。 身体障害者相談員による障害に関する相談支援を行います。 障害福祉課の窓口相談支援員を配置し、各種手続きの対応や相談支援を行います。 障害福祉課に手話通訳者を配置し、手話通訳及び聴覚障害者等からの相談に対応します。	障害福祉課
相談対応力の向上	職員・相談支援員等の各種研修への参加を推進します。	
情報提供の充実	ホームページや障害福祉ガイドブックの配布等により、障害福祉制度及び関係機関や相談窓口の周知を図ります。	
地域福祉相談の充実	民生委員・児童委員が地域の高齢者や障害者等からの様々な相談に応じ、福祉に関する情報提供を行うとともに、関係機関と連携し支援へつなげます。	福祉総務課
市民相談窓口	日常生活に関する市民生活全般にわたる相談に対応します。	市民相談センター
福祉まるごと相談窓口	障害だけではなく、経済的な問題や介護、生活支援などの複合的課題について、包括的な相談支援を行います。	包括ケア推進室
心のサポート拠点事業	からころステーションにより、下記のように支援します。 ・心の健康相談（来所、訪問、電話等） ・専門知識を必要とする困難ケース等への対応 等	健康推進課
精神保健福祉相談	心のケアを必要とする本人及び家族等に、心理カウンセラー等による面接相談を行います。	
生活困窮者自立相談支援	生活が困窮している方からの相談を受け、生活面の問題について、一人ひとりに合った支援プランを考え、問題の早期解決を目指します。	保護課



【取組内容】

2-1-2 総合的な相談支援の推進

本市では、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センター（石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみ）を女川町と共同設置しています。

基幹相談支援センターの機能を活用し、各相談窓口及び関係機関の連携を図り、住宅や介護、サービス利用、就労、権利擁護など、様々な分野の総合的な相談支援体制の強化を図ります。

主な取組	内容	担当課
基幹相談支援センターの機能の充実	障害の種別（身体・知的・精神）、各種ニーズに対応した総合的、専門的な相談支援を行います。	障害福祉課
	地域の相談支援事業所に対し、専門的な指導及び助言を行うほか、人材育成を支援します。	
	地域の相談機関及び関係機関との連携強化を図ります。	
相談支援定例会の開催	障害者の相談支援に関わる関係機関で、地域の障害者等の支援及び課題について情報を共有することにより、連携を図ります。（1回/月）	

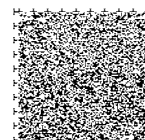
取組	実施主体
事例検討会の開催（1回/月） （相談支援部会）	石巻市女川町 自立支援協議会



石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみ



石巻市女川町自立支援協議会相談支援部会での勉強会



●施策2-2 保健・医療サービスの提供



《施策の目的等》

- 生涯を通じて、切れ目なく必要な保健、医療サービスが受けられる体制づくりを目的とした施策です。
- 障害のある人が身体の健康保持、増進に必要な支援を受けることにより、自らの「健康」や「体力」について、現在よりも安心感が得られるようになることを目指します。

【現状と課題】

住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らしていくためには、健康づくりの推進が重要です。

当事者アンケートでは、ふだんの暮らしで困っていることについて、「自分の健康や体力に自信がない」が最も多く、33.1%と3人に1人の割合になっています。

市の保健事業では、各種健診を実施するとともに発達相談やメンタルヘルス講習会なども実施しています。また、生活習慣病^{*}の予防や早期療育へとつなげるための相談支援及び精神保健に関する取組も行っています。

障害の原因となる疾病等の予防と早期発見に努めるとともに、障害のある人が適切な保健・医療サービスが受けられるよう、今後とも、保健・医療分野と福祉分野との連携を進め、地域における医療支援体制の充実に取り組んでいく必要があります。

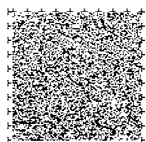
【取組内容】

2-2-1 保健サービスの充実

障害のある人が健康を維持し、住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるよう、保健サービスの充実に努めます。

また、乳幼児期をはじめライフステージごとの健康診査や保健指導・相談事業等を充実することにより、乳幼児期の障害の早期発見や療育に務め、健やかな成長とともに、健康の増進を支援します。

^{*} **生活習慣病**: 食事や不規則な生活などの生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている糖尿病や脳卒中、心臓病、脂質異常(高脂血症)、高血圧、肥満などの疾患の総称のこと。



主な取組	内容	担当課
母子保健事業	妊娠時から乳幼児期にわたり、異常の早期発見や早期治療を図り、成長発達を保護者とともに確認することを目的に、「妊婦一般健康診査」や「乳幼児健康診査」及び「各種相談」を実施します。	健康推進課
精神保健福祉事業	地域精神保健福祉の向上及び自死対策の推進として、「講演会」や「精神保健福祉相談」を実施します。	
身体の不自由な方の健診	車椅子等を利用している方で、結核・肺がん検診（座位）を希望された方の検診を実施します。	
障がい児・者歯科診療対策事業等	一般の歯科診療機関では対応困難な障害児者に対し、「障がい児・者歯科診療所」での歯科治療を行います。 口腔内管理が難しい障害児者を対象に、歯科健診及び歯科相談を行います。	

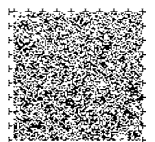
【取組内容】

2-2-2 医療費の助成

障害のある人が必要な医療が受けられるよう、医療費を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

また、こうした負担軽減策が周知され、必要な人にもれなく提供されるよう、情報の周知、啓発に努めます。

主な取組	内容	担当課
自立支援医療	身体の機能障害を軽減又は改善するための医療費を助成します。（更生医療・育成医療） 精神障害のため、通院による精神医療を継続的に必要とする場合に、その医療費を助成します。（精神通院医療）	障害福祉課
重・中度心身障害者医療費助成事業	重度障害者等の方の医療費を助成します。	



●施策2-3 生活支援体制の充実



《施策の目的等》

- 障害のある人が、必要な支援を利用（自己選択）し、自ら行動できる（自己実現）ための支援を行うことを目的とした施策です。
- 施設等で暮らす障害のある人が、円滑に地域生活移行ができるよう、障害のある人の意思や状態に配慮した地域移行を推進します。
- 障害のある人が、地域での自立した生活を実現できるよう、在宅・施設での生活を支援する様々なサービスの質的・量的な充実を図り、サービスを提供します。

【現状と課題】

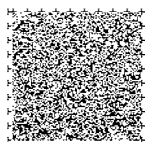
障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、必要な支援を受けながら、自らの意思に基づき、どこでどんなふうに生活するかを選択し、それが実現できるよう、生活基盤の安定を図る施策を進めていくことが重要です。

生活を支援する障害福祉サービスは、平成25年度施行の障害者総合支援法により、障害のある人の範囲に発達障害者や難病患者が加わる等の改正が行われ、年々全体的なサービス利用量は増加しています。

当事者アンケートでは、「同行援護、行動援護、移動支援」の今後の利用意向が高くなっていますが、同行援護及び行動援護の事業所及び人材が不足している状況にあります。また、サービスを利用するときの問題点では、「どんなサービスがあるのかわからない」（18.1%）が最も多くなっています。生活の問題点や不安については、「十分な収入が得られない」、「将来、生活費の負担ができるかどうか不安」といった経済的な心配事が高い割合となっています。

障害のある人の安定した生活のためには、必要とする障害福祉サービスが適切に提供できる体制の整備を図るとともに、各種手当、年金等の経済的支援制度の情報提供に努め、制度の利用により経済的な負担を軽減する必要があります。

また、生涯を通じて、障害のある人が望む場所で安心して暮らせるよう、地域生活支援拠点等の機能の充実を図る必要があります。



【取組内容】

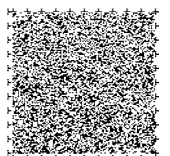
2-3-1 障害福祉サービスの充実

在宅生活を支援するための障害福祉サービスを利用しながら、安心した日常生活及び社会生活を送れるよう、障害の種類にかかわらず安定したサービスの提供とニーズに応じた生活支援策の充実に努めます。

日中活動を支援するため、一人ひとりの状況や意欲・能力等に応じた、入浴や食事等の介護、創作的活動等を行う生活介護、日中一時支援等の多様な活動の場の提供に努めます。また、障害の状態や生活状況等に応じて、障害者施設や共同生活援助（グループホーム）等を利用することにより、安心して暮らしていくことができる居住・生活の場の確保に努めます。

障害のある人が自己選択・自己決定ができるように、必要とするサービスを提供する事業所との連携を図り、地域生活支援拠点等の機能の充実を含む基盤強化を図ります。

主な取組	内容	担当課
在宅障害福祉サービスの充実	在宅障害福祉サービスの提供体制の充実、質の向上を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援） ・移動支援 ・訪問入浴サービス 	障害福祉課
日中活動の場づくり	日中活動に関するサービスの提供体制の充実、質の向上を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護（デイサービス） ・自立訓練（機能訓練、生活訓練） ・就労継続支援（A型、B型） ・地域活動支援センター ・日中一時支援 ・精神障害者コミュニティサロン 	
居住・生活の場の確保	居住系サービスの提供体制の充実、質の向上を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・共同生活援助（グループホーム） ・施設入所支援 ・自立生活援助 	
補装具の支給	義肢（義足、義手）、車椅子、補聴器等の補装具の購入等費用を助成します。	
日常生活用具給付	日常生活の便宜を図るための用具を、障害の種別や程度に応じて給付します。	
地域生活支援拠点等の機能の充実	障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の充実を目指します。	
サービス事業所の適正な運営管理の推進	国・県との連携により適正な運営管理を推進します。	
	事業所の実地指導・監査を実施します。	



取組	実施主体
介護用品の貸与事業	社会福祉協議会
紙オムツ購入助成事業	
障害福祉サービスの提供	サービス事業所

【取組内容】

2-3-2 重症心身障害児者の支援

重度心身障害児者が、地域で安心して暮らすための福祉サービスや医療が、適切に提供され、安定した在宅生活が継続できるよう、関係機関と連携し、支援体制の充実に図ります。

主な取組	内容	担当課
医療型短期入所事業	医療的ケアが必要な重い障害のある人（18歳以上）を対象とし、介護者の休養や冠婚葬祭等の場合に、短期間の入所により食事、排泄等の介護を行います。	市立病院
重症心身障害児者短期入所利用支援事業	市外の指定短期入所事業所を利用した場合に、施設までの移動に要する燃料費のほか、必要に応じてヘルパーの同行費用を助成します。	障害福祉課
医療的ケア児等への支援	医療的ケア児等が、適切な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図るための協議の場を設けます。 医療的ケア児等に対する総合的な支援のため、医療的ケア児等コーディネーター※を配置します。	

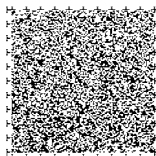
【取組内容】

2-3-3 地域生活移行の推進

施設等で暮らす障害のある人が、地域での暮らしを望むときに、円滑な地域生活移行ができるよう、地域生活移行への意向の把握やグループホームでの生活体験、障害のある人の意思や状態に配慮した地域移行を推進します。

障害のある人の地域での暮らしを継続的に支援できるよう、関係機関及び事業者と連携し、地域生活に必要な支援やサービスの確保、緊急時に対応できる体制づくりに努めるとともに、地域住民の理解を深め、支えあいながら暮らしていく体制づくりを推進します。

※ **医療的ケア児等コーディネーター**：人工呼吸器を装着している障害児や重症心身障害児者などの日常生活を営むために医療等を要する状態にある障害児の支援を総合調整する人材。保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対してサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ支援を行う。



主な取組	内容	担当課
医療と福祉の連携強化	石巻市女川町自立支援協議会の活動を通して、医療と福祉の連携強化を進めます。	障害福祉課
相談支援の充実	委託相談支援事業所及び基幹相談支援センターにおける相談支援により、地域生活移行を支援します。	
	地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用を促進します。	
知的障害者グループホーム体験ステイ	グループホームでの生活訓練を体験することにより、地域での自立生活を支援します。	

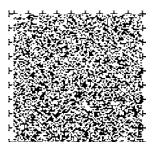
【取組内容】

2-3-4 経済的支援の実施

障害のある人やその家族の経済的な不安や負担の軽減のため、各種手当制度、各種割引、減免等の制度が適切に利用できるよう、制度の周知及び利用促進を図ります。

主な取組	内容	担当課
手当や助成金の支給	各種手当等の支給により、生活の安定を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別障害者手当等の支給 ・ 特別児童扶養手当の申請受付 ・ 社会参加促進助成券の交付 ・ 自動車改造費助成・運転免許取得費助成 ・ 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成 ・ 障害福祉サービスの利用負担軽減 ・ 共同生活援助（グループホーム）利用助成（家賃補助） ・ 高額障害福祉サービス費の支給 	障害福祉課
税金・公共料金の減免申請の受付	税金・公共料金等の減免制度の周知を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ NHK放送受信料の減免申請受付 ・ 有料道路における障害者割引の申請受付 ・ 自動車税等の減免のための生計同一証明書の発行 等 	
障害基礎年金の受付	国民年金法の障害1級、2級に該当し、一定の条件を満たす方を対象に、障害基礎年金の受付を行います。	保険年金課

取組	実施主体
障害基礎年金の受付	年金事務所



◆基本目標3 児童の発達支援や療育体制の推進

●施策3-1 発達・療育支援環境の充実



《施策の目的等》

- 子どもとかかわる職員等が発達や障害に対する理解を深め、合理的配慮がなされる環境づくりを目的とした施策です。
- 障害のある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすために、障害の早期発見、早期療育支援を図る体制の整備を推進していきます。

【現状と課題】

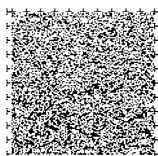
市では、保健事業や障害児福祉サービス等を通じて障害の早期発見や療育相談を行うとともに、石巻市かもめ学園（指定管理）において、在宅の障害のある子どもの日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練等を実施しています。

当事者アンケートでは、子どもの療育支援への対応として特に必要と思う社会資源として、「子どもの障害に応じた適切な支援を行える療育機関」が7割以上で最も多くなっています。また、学校等の生活で望むこととして「保育士や教師が障害への理解を深め、子どもの能力や障害の状態にあった指導をしてほしい」が7割近くを占めており、子どもの個性に応じた療育・指導が望まれています。

障害児支援においては、子どもの成長に応じた適切な支援と各段階に応じた保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援体制の構築が求められています。

また、子どもの健やかな育成のためには、子ども及びその家族に対し、障害の疑いのある段階から、身近な地域で支援できるよう、障害種別にかかわらず、専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、障害児通所支援事業所等との緊密な連携を図り、重層的な地域支援体制の構築を図るため、地域の中核的な支援施設となる児童発達支援センターの整備が必要です。

本市では、令和2年度から石巻市かもめ学園において、保育所等訪問支援を実施することにより、障害児支援の提供整備を図っていますが、当面、同園を活用しながら必要な児童発達支援のサービスを確保するとともに、切れ目のない障害児支援の拠点となる新たな施設（児童発達支援センター）整備を目指します。



【取組内容】

3-1-1 発達や障害に対する理解を深めるための取組の推進

各種研修・講座等を通じて、子どもとかかわる職員等が発達や障害に対する理解を深め、障害特性に応じた適切な支援・指導につなげるとともに、合理的配慮がなされる環境づくりに努めます。

主な取組	内容	担当課
障害児保育に関する研修実施及び参加促進	障害児保育を実施している保育所の保育士を対象に障害に対する理解や知識の習得を図るための研修を実施するとともに、外部研修の受講を促進します。	子ども保育課
教職員等研修の充実	保育所の保育士及び幼稚園教諭を対象に、発達に偏りのある子ども及びその保護者に対する適切な支援方法について研修を実施します。	学校教育課
	多様な障害に対する理解を深め、児童生徒が個に応じた適切な学び方を身に付けられるようにするための研修を、特別支援教育コーディネーター*及び特別支援教育支援員*を対象に実施します。	
	ことばの教室の指導教員を対象に、正しい発音の仕方を身に付けさせるための指導法について研修を実施します。	

【取組内容】

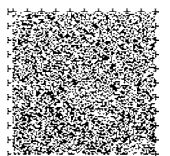
3-1-2 障害の早期発見及び療育支援の充実

子どもの障害の早期発見に努め、適切な支援や療育を行うとともに、必要に応じて専門的な支援につなげます。

また、身近な地域で適切な療育支援を継続的に受けられることができる体制や相談体制を整備し、障害のある子どもやその保護者等が必要とする情報を得ることにより、障害によって生ずる様々なニーズに的確に対応し、安心して充実した生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら発達・療育支援環境の充実に努めます。

* **特別支援教育コーディネーター**: 特別支援教育とは、障害のある子どもの可能性を最大限に伸ばすことを目指し、適切な支援や指導を通じて行う教育のことをいう。特別支援教育コーディネーターは、校内の特別支援教育充実のために、連絡・調整・研修・相談等をコーディネートする役割を担っており、石巻市では、すべての学校で1名任命されている。

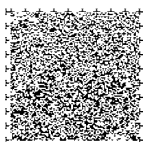
* **特別支援教育支援員**: 小・中学校の通常学級で、個別の支援を必要とする児童生徒に支援が行き届くように学級担任等の指示を受けながら支援を行う役割を担っている。



主な取組	内容	担当課
母と子の遊びの広場事業	1歳6か月児健診の事後フォローとして、子どもの遊びと親の交流を通じて、子どものより一層の発達を促します。	健康推進課
発達相談事業	子どもの発達の心配や生活上の悩みなどについて、臨床心理士等の専門職による相談会を実施し、適切な支援や保護者の育児不安の軽減に努めます。	
就学前ことばの教室の運営事業	幼児の言語障害を早期に発見し、適切な矯正支援を行います。	学校教育課
障害児通所支援サービスの充実	児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの事業を実施し、一人ひとりの障害に応じた適切な支援や療育を実施します。	障害福祉課
「石巻市かもめ学園」運営事業	心身障害児に対して、必要な機能訓練及び生活指導を行い、これらの子どもの療育に資するとともに、子どもの健全な育成等を図ります。	
障害児への切れ目のない支援体制の構築	ライフステージに応じた支援体制整備に向け、切れ目のない障害児支援の拠点となる施設（児童発達支援センター）の設置を目指します。	



石巻市かもめ学園のようす



●施策3-2 保育・教育環境の充実



《施策の目的等》

- 乳幼児期、学齢期を通じて、障害のある子どもたちが健全に成長し、「学ぶ力」、「生きる力」を育むことを目的とした施策です。
- 障害のある子どもたちの成長を促す保育や教育の環境を整え、将来への可能性を広げるための事業を行います。

【現状と課題】

学校教育においては、県立支援学校と連携しながら、就学前の段階から様々な機会を通じて適正な就学を支援するとともに、小・中学校の通常学級には特別支援教育支援員を配置しています。特別支援教育支援員の配置によって、発達に偏りがある児童生徒も安心して学ぶことができます。

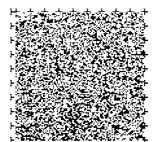
また、中学校の特別支援学級に在籍する生徒には石巻市特別支援教育共同実習所で学ぶ機会を設定し、多様な作業や行事を通して、勤労観や社会性が身に付けられるようにしています。

学校の施設整備については、障害のある児童生徒の必要性に応じて整備しており、入学前に本人及び保護者と話し合いをしながら整備に取り組んでいます。

改築工事や大規模な改修工事などが実施される際に、「石巻市学校施設整備保全計画」で定めるバリアフリー水準に沿った施設整備を進めます。

学校現場においては、年々、発達の偏り等により、個別の支援を必要とする児童生徒が増えている状況です。自立と社会参加を目指した指導を的確に進めるためにも、公的機関や医療機関で早期から相談や診察を受けることも必要です。

また、障害児の支援が適切に行われるために、就学及び卒業時において、支援計画等が円滑に引き継がれる体制整備を進めるとともに、障害児通所支援事業所や就労移行等の障害福祉サービス事業所等と緊密に連携を図るなど、福祉部局と教育委員会等との連携体制を更に充実させる必要があります。



【取組内容】

3-2-1 障害のある子どもたちへの保育・教育の推進

障害のある子どもたちの地域社会への参加やインクルージョン※（包含）の理念に基づき、障害の有無にかかわらず、「共に遊び、共に学ぶ」機会の拡充に努め、必要な支援、配慮がなされながら、共に育ち、学ぶことのできる保育・教育を推進します。

主な取組	内容	担当課
障害児保育事業	保育所等において、障害のある子どももいない子どもと一緒に保育し、相互の健全な育成を図ります。	子ども保育課
就学相談の実施	個別の支援を必要とする年中児の保護者が、安心して就学先を考えられるように就学説明会を実施しています。 年長児の保護者には個別の就学相談に対応するとともに、入学予定の学校見学及び教育相談を勧め、入学までの連携体制を整えています。	学校教育課
特別支援教育支援員の配置	小・中学校の通常学級において、発達の違い等により部分的に支援を有する児童生徒を支援するために特別支援教育支援員を配置しています。徐々に支援無しで学習や生活を送ることができるように意図的・計画的に配置しています。	
特別支援教育共同実習所の運営	石巻市立中学校の特別支援学級の生徒が多様な体験を通して、勤労観や社会性が身に付けられるように年間計画を立て、実習を行っています。	障害福祉課
保育所等訪問支援事業	保育所や幼稚園等の集団生活を営む施設を訪問し、障害のない子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行います。	

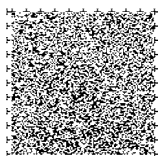
【取組内容】

3-2-2 学校施設の整備・充実

障害のある子どもが、学校で共に学ぶ中で、より多様な人間関係を構築し、共に成長する環境を整えるとともに、障害によって生じる教育的ニーズを的確に把握し、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校施設及び教育環境の整備・充実に努めます。

主な取組	内容	担当課
学校施設及び教育環境の整備・充実	学校施設のバリアフリー化を推進します。	学校管理課

※ インクルージョン:「包含、包み込む」ということを意味し、「教育及び福祉の分野では、障害があっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念でとらえられている。



❖基本目標4 自分に合った働き方のできる環境づくりの推進

●施策4-1 多様な就労への支援



《施策の目的等》

- 障害のある人が様々な訓練や支援を通じ、働く意欲を促進するための施策です。働く意欲のある人が自分に合った働き方のできる支援を行います。
- 労働環境の向上を図るため、障害者施設からの物品購入等を推進するとともに、販路拡大に向けた情報発信を支援します。

【現状と課題】

障害のある人が就労することは、経済的自立や生きがいづくりとともに、一人ひとりが持つ能力を発揮することで地域社会に参画し地域貢献につながりますが、障害者の雇用環境は、依然として厳しい状況にあります。

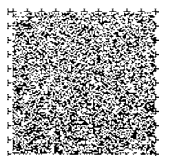
当事者アンケートでは、就労している方が3割以上、就労による1か月の収入は「5～10万円」が2割弱で最も多くなっています。仕事や作業、訓練のために望むこととして、「障害のことを理解してくれること」が3割以上で最も多くなっており、ここでも障害への理解促進が課題となっています。

利用者一人ひとりに合った就労支援サービスを提供する必要がありますが、就労継続支援A型（雇用型）事業所が不足気味です。また、重度障害の方や行動障害のある人が利用できる事業所が不足しており、利用者に応じた多様な働き方のできる支援を提供する必要があります。

令和元年度の県内の就労継続支援B型の平均工賃は17,477円、A型の平均賃金は77,626円であり、自立した生活を送るためには充分とは言えず、本市においても同様であり、工賃の向上が必要です。

今後は、企業内での障害への理解の促進に向けて、就労環境の改善も含めて、積極的に障害者雇用の啓発や情報提供活動に取り組んでいく必要があります。また、福祉的就労[※]における工賃向上のため、就労施設の受注拡大等への支援が必要となっています。

[※] **福祉的就労**: 障害等の理由により一般企業等で働くことが困難な障害のある人に対し、障害福祉サービスとして就労すること。(対象となるサービスは、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)等。)



【取組内容】

4-1-1 福祉的就労の場の提供

障害の状況や意欲・能力に応じた多様な就労の場を提供するため、一般企業等での就労が難しい人の働く場として、引き続き福祉的就労の場の提供を支援します。

また、障害のある人が各々の適性に応じたサービス提供事業所を選択できるよう、特に最低賃金が適用される就労継続支援A型事業所の開設等を推進していきます。

主な取組	内容	担当課
就労継続支援（A型・B型）事業	一般企業等で雇用されることが困難な方に対して、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練を行います。	障害福祉課
地域活動支援センター事業	センターにおいて、創作的活動または生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流機会を提供します。	

【取組内容】

4-1-2 障害者施設からの物品購入等の推進

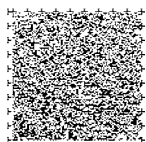
就労支援施設等における生産性の向上及び労働環境の向上を図るため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づき、石巻市が発注する物品及び役務について、就労支援施設等からの積極的な調達に取り組んでまいります。販路拡大に向けて、障害者施設の製品等の情報発信を支援します。

主な取組	内容	担当課
障害者就労施設等からの物品等の調達促進支援	市が発注する役務等について障害者就労施設等からの優先調達に取り組みます。	障害福祉課
就労支援施設等製品販売会の開催	市役所内や商業施設等で、就労支援施設等で制作した製品の販売会を開催します。	

取組	実施主体
就労支援施設等製品販売会の開催（就労支援部会）	石巻市女川町 自立支援協議会



“Shitte&Katte”
～障害者就労施設等製品販売会～



●施策4-2 一般就労の推進



《施策の目的等》

- 地域社会での自立した生活を送るために、一般就労への移行を促進することを目的とした施策です。
- 一般企業等への就労移行に向けた各種支援制度の周知及び制度の活用促進や雇用に関する情報提供に取り組んでいきます。

【現状と課題】

就労移行支援等を利用し、一般就労へ移行した方は、平成29年が8人、平成30年が12人、令和元年が17人と増加しています。一方、一般就労への移行を促進するためには、就労移行支援の利用者の更なる増加を図る必要がありますが、現状では利用ニーズが少ないことなどで事業所の休止や廃止が続いています。

石巻管内の民間企業の障害者雇用率は、2.12%（令和2年6月1日現在）で、前年の2.08%を上回っていますが、全国平均2.15%、県平均2.17%を下回っています。民間企業の法定雇用率は、平成30年4月に引き上げられ、2.2%でしたが、令和3年3月に更に引き上げがあり、2.3%となりました。

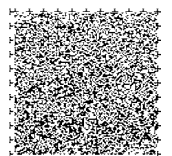
今後は、一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障害への理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があるほか、就労移行及び就労定着を支援するサービス提供事業所の確保に努めるとともに、一般就労へ移行した利用者が安心して働けるよう継続した支援の提供が求められています。

【取組内容】

4-2-1 雇用・就労の促進

就労移行を支援するサービス提供事業所の確保に努めるとともに、関係機関と連携しながら、一般企業等への就労移行に向けた各種支援制度の周知及び制度の活用促進や雇用に関する情報提供、就労しやすい環境づくりを推進します。

主な取組	内容	担当課
就労移行支援事業	就労を希望する方に対して、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を行います。	障害福祉課
特別支援学校生徒への就労支援	特別支援学校生徒に対して、在学中から相談支援専門員や就労移行支援事業所とつなげ、就労等アセスメント等を行い、卒業後の円滑な地域への移行を支援します。	



主な取組	内容	担当課
ハローワーク等との連携による雇用・就労の促進	ハローワーク主催の障害者就職面接会の開催を支援します。	障害福祉課
	障害者就労支援ネットワーク会議により、ハローワーク、石巻地域就業・生活センター、サービス事業所等の関係機関で、地域の雇用状況等の情報を共有し、就労支援体制の充実を図ります。	
チャレンジ雇用※の活用	障害者が就労経験を積み、一般企業への雇用につながるようチャレンジ雇用を活用し、障害者の就労を支援します。	人事課
市職員の障害者採用の推進	石巻市障害者活動推進計画に基づき、市職員の障害者雇用率について、法定雇用率以上を目指します。	

取組	実施主体
障害者雇用に関する広報・啓発	ハローワーク
就職活動の支援	石巻地域就業・生活センター
就労に向けた情報提供や訓練等の実施	サービス事業所
サービス提供体制の充実	
障害者雇用の促進と法定雇用率の遵守	一般企業

【取組内容】

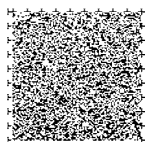
4-2-2 就労定着への支援

職場への定着を支援するために、就労に必要な指導、助言等の支援を行う就労定着支援の利用促進や雇用主や職場への理解啓発等により、就労定着への支援に努めます。

主な取組	内容	担当課
就労定着支援事業	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害のある人に対して、就労に伴う環境変化による生活面の課題について、企業や自宅等へ訪問したり、連絡調整や指導助言を行います。	障害福祉課
障害者の就労についての理解啓発	ハローワークや石巻地域就業・生活支援センターと連携し、事業主に対し、障害者の就労についての理解啓発や支援制度の周知に努めます。	障害福祉課 商工課

取組	実施主体
職場定着に向けた支援	石巻地域就業・生活センター
サービス提供体制の充実	サービス事業所
障害のある人が働きやすい環境の整備	一般企業

※ **チャレンジ雇用**: 障害者を1年以内の期間を単位として、国や地方公共団体において、非常勤職員として雇用し、1～3年の業務の経験を踏まえ、ハローワーク等を通じて一般企業等への就職につなげる制度。



❖基本目標5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進

●施策5-1 移動支援の充実



《施策の目的等》

- 障害のある人の行動範囲の拡大、社会参加の促進を目的とした施策です。
- 移動に伴う経済的負担の軽減を図ることを目的とした施策です。

【現状と課題】

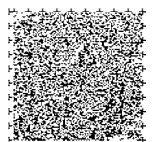
障害のある人は、自動車の運転が困難な方も多い中、公共交通のみでは移動先や時間等が制限されます。

当事者アンケートでは、外出時に困ることとして「交通機関が少ない（ない）」が2割以上で最も多くなっています。「道路や駅に階段や段差が多い」や「列車やバスの乗り降りが困難」も多く、交通関係の問題点が多くみられます。

移動支援については、一部の地域では、活用できる公共交通機関が限定され、JR、バス（住民バス含む）の本数が少なく、乗継も不便となっており、外出における困難が生じています。同行援護、行動援護の事業所及び人材が不足していることも、社会参加や文化活動等への参加がしにくい要因の一つと言えます。

市では、障害のある人の移動支援及び社会参加促進のため、社会参加促進助成券（タクシー・自動車燃料費共通助成券）を交付しているほか、移動支援や同行援護、行動援護といったサービス、自動車改造や運転免許証取得に伴う助成等の事業を行っています。

また、市の地域交通の基本方針である石巻市総合交通戦略の進行管理などについて審議する総合交通戦略審議会や、住民バスや市民バスなどに関する事項について協議する地域公共交通会議においては、令和2年度から障害者当事者も委員として、審議に参加していることから、障害のある人にとってもより利用しやすい地域交通体系の検討を進めていきます。



【取組内容】

5-1-1 移動費用の助成等

障害のある人が日常生活の中で、気軽に安心して移動できるように、各種交通機関における運賃等の割引や社会参加促進助成券（タクシー・自動車燃料費共通助成券）の交付により、移動支援を推進します。

主な取組	内容	担当課
在宅障害者等社会参加促進助成券交付事業	重度障害者等の方に対し、タクシー・自動車燃料費共通助成券を交付します。	障害福祉課
住民バス等利用者の運賃割引	障害のある人が住民バス等を利用する場合、運賃を割引します。	地域振興課

【取組内容】

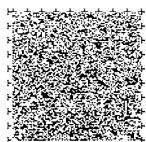
5-1-2 移動支援による行動範囲の拡大

外出で移動が困難な視覚障害者等を対象に、行動範囲を広げられるよう、移動のための様々な支援によって当該障害のある人の社会参加の促進に努めます。

主な取組	内容	担当課
行動援護	知的障害や精神障害により、行動上著しい困難がある方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援を行います。	障害福祉課
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に、外出時に同行して、必要な情報の提供、移動時の援護を行います。	
移動支援	社会参加上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出をする際に、移動の支援を行います。	
自動車改造・運転免許取得費用助成事業	身体障害や知的障害のある人に対し、自動車運転免許の取得費用や自動車の改造に要する費用を助成します。	福祉総務課
福祉有償運送事業※	事業者が提供しようとする福祉有償運送の必要性、安全性、利便性等について協議するため、石巻市福祉有償運送運営会議を開催します。	

取組	実施主体
福祉有償運送サービスの提供	サービス提供事業者

※ **福祉有償運送事業**: 公共交通機関において、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できない場合に NPO、社会福祉法人等が営利と認められない範囲で行う有償の移送サービス。



●施策5-2 スポーツ・文化活動の推進



《施策の目的等》

- スポーツ・文化・レクリエーション活動を通じた障害のある人と地域とのふれあい、社会参加や生きがいづくりを目的とした施策です。
- 障害のある人が地域で孤立しないよう、身近な交流や学習など、社会参加の機会づくりに努めます。

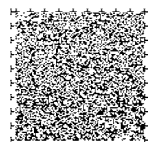
【現状と課題】

生涯にわたって学習できる社会は、人生をより豊かにするための基盤となるものです。また、学習の成果を自分自身の向上だけでなく、地域社会の中で活かすことによって、一人ひとりが輝く地域社会の形成が可能となります。更に豊かで活力のある地域社会は、生活にも彩を与え、より充実した人生を支えるものとなります。

スポーツや文化活動等は、競技者や作者として参加することも課題ですが、容易に観戦したり、鑑賞したりすることができることも重要で、施設のユニバーサルデザインや障害のある人に配慮したイベントの開催は重要な課題です。日本の全人口に占める障害者の割合が約 7.4%なのに対して、障害者が優先的に使用できるスポーツ施設の割合は約 0.07%と非常に低く、スポーツ、文化活動において、障害があっても参加しやすい場と機会の提供が課題となっています。

市では、イベント時における配慮・支援や施設のバリアフリー化を行い、各種活動に参加しやすい環境整備に努めています。また、各種団体や障害者施設等においても、障害のある人やその家族、ボランティア、地域住民等が気軽に参加できる各種イベントを開催し、障害のある人の心豊かな暮らしと地域交流に寄与しています。

今後も、気軽にスポーツや文化を楽しめる環境づくりに努め、障害のある人の社会参加を促進し、充実した日常生活に寄与できるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。



【取組内容】

5-2-1 生涯学習機会の充実

障害のある人や子どもたちを対象とした生涯学習機会の充実を図ります。

主な取組	内容	担当課
芸術・文化講座等の生涯学習活動に対する支援	障害のある人の文化活動等を行う障害者団体等に補助金を交付します。	障害福祉課
図書館の障害者サービスの充実	視覚障害者の方への「点字いしのまき」や「大文字いしのまき」を配布します。	図書館
	身体障害者の方へ図書を自宅配達します。	
	障害者用図書（点字・大文字）資料を収集及び保存しています。	

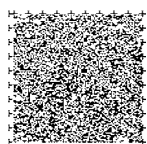
【取組内容】

5-2-2 多様なスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実

障害のある人が気軽にスポーツ・文化・レクリエーション活動等に参加できるよう、障害があっても参加できる環境づくりや配慮を推進するなど、すべての市民が一体となって参加できる多様なスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実に努めます。

また、障害特性に応じた情報提供や外出時の支援、ボランティア活動等によるサポートの推進など、多面的な施策の充実を図ります。

主な取組	内容	担当課
スポーツ大会・文化活動等に対する支援	障害のある人のスポーツ大会・文化活動等を行う障害者団体等に補助金を交付します。	障害福祉課
障害者スポーツ団体等への支援	全国大会等の各種スポーツ競技大会に出場する選手に、出場の栄誉を讃え褒賞金を交付し、スポーツ活動の振興を図ります。	体育振興課



●施策5-3 情報のバリアフリーの推進



《施策の目的等》

- 障害のある人が、意思疎通のための手段について、選択の機会が可能な限り確保され、必要とする情報を様々な手段で取得・活用できる環境をつくることを目的とする施策です。
- 障害特性に応じた多様な意思疎通支援の充実と情報提供により、障害のある人の生活支援と社会参加の促進に取り組みます。

【現状と課題】

地域社会で活動したり、日々生活していくためには、情報のやり取りは不可欠であり、情報アクセシビリティ[※]を向上させていく必要があります。

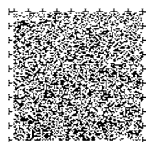
市では、視覚・聴覚に障害のある人の意思疎通支援の一環として、市窓口到手話通訳者を配置しています。また、庁舎外での情報保障の一環として、手話通訳者や要約筆記者[※]派遣などの意思疎通支援を実施しているほか、市ホームページに音声読み上げ機能を付けたり、声の市報として市報記事を音声で録音したCDを提供するなどしています。

今後も、視覚・聴覚障害のみならず、障害特性や必要性に応じた、わかりやすくて確かな情報提供に努めていく必要があります。

なお、近年では、情報通信技術の進展が障害のある人の情報収集やコミュニケーション手段に大きな可能性を広げており、手話や要約筆記ボランティアの確保と合わせ、情報通信機器の有効活用が求められています。

※ **情報アクセシビリティ**: 情報通信機器や情報サービスの利用のしやすさ。

※ **要約筆記者**: 聴覚障害のある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く(入力する)スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。「要約筆記者」(都道府県認定、全国统一試験合格者)と、「要約筆記奉仕員」(都道府県が実施する養成課程修了者)がある。



【取組内容】

5-3-1 多様な意思疎通支援の充実

聴覚、言語、視覚障害等の意思疎通支援のため、手話通訳者の設置及び手話通訳者・要約筆記者の派遣、情報支援用具の給付等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

主な取組	内容	担当課
手話通訳者・要約筆記者の派遣	聴覚障害者に対し、通院等の社会生活上必要用務の際に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。	障害福祉課
手話奉仕員の養成	聴覚障害者が地域でコミュニケーションを円滑に行えるよう、手話奉仕員を養成するための講座を実施します。	
手話の普及促進	ワンポイント手話講座等開催により、手話の普及促進に努めます。	
情報支援用具の給付	日常生活用具給付事業により、点字ディスプレイ等の情報支援用具を給付します。	

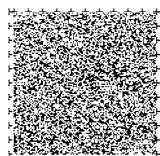
【取組内容】

5-3-2 障害特性に応じた情報提供の充実

障害のある人の情報保障として、必要な情報を取得できるよう障害の特性に応じた配慮を行うとともに、情報アクセシビリティの向上に努めます。

主な取組	内容	担当課
声の市報発行事業	視覚障害者の方に、市報の主な内容を録音した声の市報（CD）を配布します。	障害福祉課
障害福祉ガイドブック（CD版）の配布	障害福祉サービス等の情報が入った音声版の障害福祉ガイドブックを配布します。	
音声コード添付サービス	視覚障害者の方に、市が発行する市報、通知文書等に音声コードを添付し、提供します。	
市の行事への手話通訳者等の配置	聴覚障害者等の方が参加しやすいよう、市が主催する講演会等の行事に手話通訳者・要約筆記者を配置します。	
障害に配慮したフロア案内等	音声案内や点字によるフロア案内など障害に配慮した情報提供に努めます。	
障害に配慮したホームページの作成	視覚に障害がある人に向けて、ホームページ作成において、音声読み上げ機能、文字の大きさや文字色などに配慮し、利用しやすく、わかりやすい行政情報の提供に努めます。	秘書広報課

取組	実施主体
視覚障害者等へ配慮した広報紙の発行	社会福祉協議会



❖ 基本目標6 共に安心して暮らせるまちづくりの推進

● 施策6-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進



《施策の目的等》

- 障害のある人もない人も、共に同じように暮らしていけるノーマライゼーション*の理念を具現化することを目的とした重要な施策です。
- 社会的障壁を解消し、地域で暮らす障害のある人の生活環境や利便性の向上を目的とします。

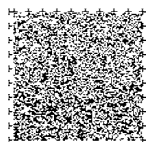
【現状と課題】

障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていくためには、地域生活の基盤となる生活空間において、日常生活や外出、社会参加の妨げになる様々なバリア（社会的障壁）を取り除いていくことが必要です。

公共施設等のバリアフリー化については、東日本大震災後に建設された施設は、バリアフリーに対応しており、駅前周辺の整備やささえあいセンターの建設においては、障害者団体との説明会を開催し、整備状況の説明や意見交換を行い、当事者意見を取り入れた整備を行いました。既存の施設や道路については、バリアフリー化や点字ブロックが整備されていない箇所もあり、それらの改修事業に対する財源確保が課題となっています。

今後も、様々な「暮らしにくい」状況を把握し、早期解消に努め、障害の有無にかかわらず誰もが利用しやすい「ユニバーサルデザイン」の導入を進めていく必要があります。

* ノーマライゼーション: 障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。



【取組内容】

6-1-1 公共施設等のバリアフリー化の推進

公的施設はもとより民間施設においても障害のある人の利用を前提とした建築物の整備に努めるとともに、まちの段差など物理的バリア（障壁）を除去し、バリアフリー化を推進します。

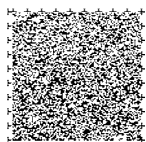
主な取組	内容	担当課
公共施設のバリアフリー化の推進	施設建設時・大規模改修時において、バリアフリー対応を推進します。	各施設管理者
	点字ブロックの整備を推進します。	

【取組内容】

6-1-2 住環境改善のための支援・整備

障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、公営住宅のバリアフリー化や住宅改修の必要性について設置主体に対して意識の定着を図るとともに、改修費用の助成や技術的支援など住宅改修に対する支援施策の充実に努めます。

主な取組	内容	担当課
住宅改修費の給付	日常生活用具給付事業により、日常生活の利便性を図るため、住宅改修費の一部を助成します。	障害福祉課
住宅確保の支援	市営住宅の入居を希望する場合に、抽選優遇措置を適用します。	住宅課



●施策6-2 日常生活における安全安心の確保



《施策の目的等》

- 障害のある人の消費生活や日常生活上の安全を確保し、不安を解消するための施策です。
- 防犯対策や交通安全対策、消費生活相談支援など、障害特性に配慮した安全安心対策に取り組みます。

【現状と課題】

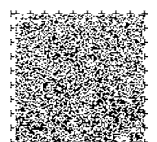
地域で安全安心に日常生活を送るためには、障害特性に応じた配慮や対策が必要であり、障害のある人自身や家族はもとより、関係機関や周囲の住民等が連携・協力して障害のある人の安全安心を守っていかねばなりません。

障害者の防犯・交通安全については、障害者の特性に応じて危険性が異なってくるため、障害者への十分な理解が課題となります。

消費生活における相談支援については、相談件数が年々増加傾向にあり、インターネットの普及や情報端末の進化に伴う相談内容の複雑化・深刻化がみられるため、様々な問題に対応できる相談体制の整備が必要です。引き続き相談員のスキルアップを図るとともに、消費者被害の未然防止と救済に向けて、ラジオや講演会等による啓発事業に取り組んでいきます。

障害者基本法では、障害のある人の性別や年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて必要な施策を講じなければならないとの規定があり、適正な方法による情報提供等、障害のある人の消費生活相談を支援しなければならないとされています。

障害のある人が地域で安全安心に生活することができるよう、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進していくことが必要です。



【取組内容】

6-2-1 防犯・交通安全対策・消費生活相談支援の推進

防犯・交通安全に対する意識啓発を行い、地域の防犯活動を一層推進するとともに、防犯・交通安全に関する情報提供に努めます。

また、市民相談センターにおいて、関係機関等との連携を図りながら、違法な契約や商品の苦情などの相談支援、情報提供を行います。

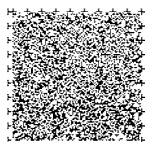
主な取組	内容	担当課
防犯対策	聴覚や発話に障害があり音声による通話が困難な方がFAX やメール等により通報することができる「FAX110番・メール110番・FAX119番・NET119」の周知に努めます。	障害福祉課
交通安全対策	交通安全に対する啓発活動に取り組みます。	危機対策課
消費生活相談支援	訪問販売や電話勧誘トラブルをはじめ、債務や消費者契約等の相談に、消費生活相談員が対応します。 講演会や出前講座の開催等による啓発活動、情報提供を行います。	市民相談センター

【取組内容】

6-2-2 緊急時における安全確保対策の推進

緊急時において、関係機関への通報や相談ができる体制を整備し、迅速な対応により、障害のある人の安全確保に努めるとともに、本人や家族等の不安解消につなげます。

主な取組	内容	担当課
ひとり暮らし老人等緊急通報装置の貸与	ひとり暮らし高齢者や重度障害者等の突発的な急病や事故に備えて、緊急通報システムを貸与し、日常生活上の安全を確保し、精神的な不安を解消します。	福祉総務課



●施策6-3 災害時の安全安心策の強化



《施策の目的等》

- 災害時における障害のある人の安全を確保するための施策です。
- 関係者との連携・情報共有や市民との協働による支援体制の構築、迅速かつ的確な情報提供など、障害のある人への安全安心策を確保することを目指します。

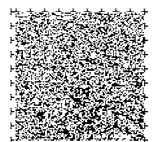
【現状と課題】

東日本大震災から10年が経過し、生活の再建や復興が進みましたが、近年では、台風や大雨による大規模災害が全国各地で起こっており、そのような自然災害は、いつどこで起こってもおかしくない状況にあり、命を守るための災害の備えは、大変重要です。

特に、災害発生時において、障害のある人が安全な避難場所へ移動するには多くの困難があります。当事者アンケートでは、災害時に困ることについては、「投薬や治療が受けられない」が44.0%で最も多くなっていますが、「避難所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」（35.8%）、「避難所で必要な支援を受けられるか不安」（28.5%）と避難所についての不安を抱えている人も多くなっています。

市では、東日本大震災以降、各地に開設される指定避難所での生活が困難な障害者等の要援護者が、安全安心な避難生活ができるよう、市内外の福祉法人と協定を行い、福祉避難所の確保を進めています。

今後とも、福祉避難所の体制を整備し、避難生活における安全安心の確保等に努めます。また、災害時における避難支援強化については、引き続き民生委員等地域の支援者の協力を得て、名簿登録の推進による要支援者の把握を図るとともに、自治会の特色に応じた支援体制の構築が必要です。



【取組内容】

6-3-1 災害時における避難支援体制の強化

東日本大震災での経験や教訓を踏まえつつ、災害時における迅速かつ的確な情報提供ができる体制の整備を図るとともに、避難行動要支援者名簿への登録促進や地域住民の協力による支援体制づくりを推進します。

また、障害のある人が安全に安心して避難生活を送ることができるよう、障害のある人へ配慮した避難所の環境整備に努めるとともに、障害特性等に応じて対応できる福祉避難所の確保を進めます。

主な取組	内容	担当課
指定避難所 [※] での障害に配慮した対応	指定避難所で生活に特別な配慮を要する障害者等に対し、その特性に応じて対応できる福祉スペースの確保を進めます。	福祉総務課 保護課
福祉避難所 [※] の確保	指定避難所の福祉スペースにおける継続的な生活が困難と思われる障害者等に対し、その特性に応じて対応できる福祉避難所の確保を進めます。	福祉総務課
避難行動要支援者名簿への登録・活用の促進	災害発生時に支援が必要で登録を希望する人の情報を記載した名簿を共有し、円滑かつ迅速な避難支援につなげるため、地域の実情に応じた支援体制づくりを推進します。	福祉総務課
障害者施設における安全対策	要配慮者利用施設への避難確保計画の作成を推進します。	危機対策課

※ **指定避難所**: 災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった方が一時的に滞在する施設。

※ **福祉避難所**: 高齢者、障害者、乳幼児、その他の特別な配慮を必要とする者の円滑な利用の確保や相談、助言その他の支援を受けることができる体制を備えた避難所。

